

〔研究ノート〕

内外人不等の系譜

——日本の被爆者行政と韓国人被爆者——

松田素二
市場淳子

第一章 日本政府の被爆者対策

(1) 原爆投下直後の救護復旧・被害調査活動

一九四五年八月六日広島に、同年八月九日長崎に、アメリカは人類史上初の核兵器・原子爆弾を投下した。その原子雲の下、瞬時に、広島で約四十二万人、長崎で約二十七万人もの人々が無差別に殺傷された。これら犠牲者のなかには、判明しているだけでも十数カ国の外国人が含まれていた。なかでも最も多かったのは、朝鮮人だった。彼（女）らは、日本の植民地支配の結果、故国での生活基盤を失い渡日を余儀なくさせられたり、強制的・半強制的に三菱などの軍需工場に連行され、当時市内に居住していたのである。その数は、広島で約五万人、長崎で約二万人と推定される。朝鮮人被爆者は、じつに全被爆者の一割以上を占めていたことになる。

原爆による未曾有の惨状に対して、日本の政府と軍部は、直ちに救護復旧活動と被害調査を開始した。広島の場合、原爆投下直後に第二総軍（大本営直属の本土防衛部隊）司令官畑俊六元帥が総指揮をとって、中国軍管区司令部・船舶司令部・呉海軍鎮守府および広島県・市の民間救護団に救護復旧活動を命じた。大本営直属の輸送部隊である陸軍八八七六部隊に徴兵されていた韓国人被爆者の馬淑明さん（韓国・大邱市在

住)も「宇品で被爆した直後に畑少将(少将)が日本刀を抜いて市内へ救護活動に入るように命じたので、原爆投下直後の爆心地へ歩いて入り五時頃まで救助作業を行った。その後八月一五日まで九日間、毎日広島市内の救護活動を命じられた」と証言する。また、六日当日から、大本営・陸海軍・各帝国大学などの調査団が次々と被爆地に入っていた。調査の目的は新型兵器による被害状況を把握し、それに対する防御対策を打ち立てることにあつた。政府と軍部が行った救護復旧・被害調査活動の第一の目的は、決して被害者救済ではなかつた。彼らの目的はただ一つ、それはひとえに戦争継続を目指してのものだったのである。

それゆえに、八月一五日に日本が無条件降伏するやいなや、畑元帥は軍による救護活動の打ち切りを命令した。以降、修羅場と化した被爆地の救護活動の責任は、県と市のみに負わされたのである。同時にこの日、広島県特高警察は「内鮮関係及び朝鮮独立運動の監視体制を強化せよ」との指令を管轄下の警察署に発した。日本政府にとって、今そこで苦しむ原爆被害者を救済することは優先順位の第一番ではなかつた。朝鮮人被爆者にいたっては、八月一五日の朝鮮の解放後もひたすら治安に対する潜在的「脅威」として、取り締まりの対象としてみなしていたことがわかる。

(2) 被爆者救済と無縁の日米合同原爆被害調査

救護活動が敗戦と同時に打ち切られたのに対して、被害調査は敗戦後も日本軍の活動として継続、強化されていった。だが、その調査はまたしても被爆者救済のためのものではなかつた。調査結果は、もっぱら戦後の日米関係を日本に有利に導くための取り引き材料として利用されたのである。

日本政府は原爆投下直後の調査結果をもとに、一九四五年八月一〇日、「新型爆弾の無差別攻撃」に対する抗議の声明を発した。ところが、敗戦直後八月一五日にはアメリカの科学力賛美へと態度を一変させ、八月二〇日以降は「放射能被害」の実状を諸外国に向けて訴え再び原爆非難に転じた。ところが、降伏文書に調印した九月二日の翌日、日本政府は「原爆被害報告書」をアメリカ占領軍総司令部(GHQ)に提出し、九月五日には日米合同調査体制を発足させた。

原爆投下から一カ月間、原爆に関する対米姿勢を二転三転させることによって日本政府は結局、原爆被害の甚大さを逆手にとってアメリカから天皇制存続の容認を取り付けることに成功した。さらにアメリカの核被害調査のパートナーとなることによって、アメリカの核の傘下にも入

り込んでいったのである。しかもこの過程で、日本政府は戦争被害者である被爆者救済の責任を完全に放棄した。米ソ冷戦構造のなかで、被爆者をアメリカとの政治的取引材料としてフルに利用したのだった。

以降、一九四六年一月にはアメリカがABC C（原爆障害調査委員会）を設置して調査研究機関を広島と長崎に設立し、続いて日本政府がその協力機関として国立予防衛生研究所を開設し、両者合同の放射線被害調査とくに放射能の遺伝的影響調査が進められることになった。このABC C体制下で、原爆後障害に苦しむ被爆者は文字どおり、「モルモット化」されたのであった。そのことは、調査の結果たとえ身体の異常が判明しても、被爆者にはなんの治療も施されなかったことによく象徴されている。日本政府は被爆者の惨状を把握しながらも、彼（女）らのために適切な援護策をとるとはしなかったのである。

(3) 「公衆衛生」としての被爆者対策を明示

日米合同調査の進む一九四七年六月に、国立予防衛生研究所は「原子爆弾被害者遺伝調査概要」を発表し、「原子力の効果と使用方法が将来ますます進歩するとともに人体に及ぼす影響の研究は単に日本一個のものではなく人類全体の福祉ならびに公衆衛生の問題である」と、日本政府の被爆者対策の方向性を初めて明示した。日本政府は被爆者から「戦争に起因する原爆の犠牲者」の側面を捨て去り、「人体に有害な放射能（原爆によるものか否かは問わない）の被害者」としてのみ被爆者を位置付けた。つまり被爆者問題を、原子力時代における公害対策である「公衆衛生」の問題として処理しようとしたのである。

そして日本政府は一九五二年のサンフランシスコ講和条約でアメリカへの賠償請求権を一切放棄した。アメリカのプレスコードのもと、被爆者が原爆被害に対する補償要求の声をあげることさえできないでいる間の出来事だった。被爆者の対米賠償請求権までも、日本国家によって放棄されたのである。

一方で、日本政府は講和条約締結後即座に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」や「恩給法」を制定し、侵略戦争の遂行主体であった軍人・軍属、しかも日本国籍を有する者だけへの手厚い援護策を復活させた。しかし、戦争で多大な被害を受けた被爆者や一般戦災者、アジアの戦争犠牲者への援護策については、一度たりとも公の議論にのぼることはなかった。被爆者に対しては、その後も「公衆衛生」を錦の御旗にした日米合同調査が続けられ、医療援護の見返りのない「モルモット化」が強要されていったのである。

(4) 被爆者援護の基礎となる「原爆医療法」制定

被爆者の治療は一切行わず調査のみを強行するABC体制に「我々はモルモットではない」と被爆者の怒りが高まっていったのは当然だった。その怒りの声に押されて、日本政府は原爆投下から九年目の一九五四年八月によく最初の「原爆後障害の治療指針」を打ち出した。

この年は日本全国で原水爆禁止を求める声が高まった年でもあった。同年三月一日、ピキニ環礁におけるアメリカの水爆実験で静岡の第五福竜丸始め多くの日本漁船が「死の灰」を浴び、第五福竜丸の機関長久保山愛吉氏が死亡するという惨事が起きた。この事件を機に日本では草の根の原水爆禁止運動が一挙に全国へと広がっていった。

そして、翌一九五五年には第一回原水爆禁止世界大会が広島で開催され、一九五六年には被爆者の全国組織である「日本原水爆被害者団体協議会（以下被団協）」が結成され、国家責任による原水爆被害者援護法の要求が掲げられた。こうした運動が被爆者援護をしるる日本政府を動かし、被爆から二年目の一九五七年、ついに「原子爆弾被爆者に対する医療等に関する法律」（以下「医療法」）の制定を勝ち取った。

「医療法」では、日本政府が被爆者として認定した者に「被爆者健康手帳」（以下、手帳）を交付し、治療費と検診費を国が負担することが定められた。しかし、被爆時の火傷、負傷、急性放射能障害を乗り越えてこの時まで生き延びた被爆者たちは、今度は晩発性放射能障害に苦しめられていた。一二年間の国の無作為が被爆者の被害の増大を招き、被爆者の健康破壊と生活破壊の悪循環はいつそう深刻になっていた。医療費援助だけでは被爆者の窮状はとうてい改善されない厳しい現実があったのである。「医療法」制定後も「被団協」は「国家補償による被爆者援護法制定」を求め続けた。その結果、一九六八年には生活援護のための各種手当金の支給を定めた「原子爆弾被爆者に対する特別措置法」（以下「特別措置法」）がようやく国会を通過した。しかし被爆に対する国の責任はあいまいにされたままであった。被爆者たちは、国の責任と国家補償を求めて、さらに粘り強い援護法制定運動を展開していった。そして一九九四年、村山政権は不十分ながら「国の責任」を明記したうえで、「医療法」と「特別措置法」を改正一本化した「被爆者援護法」を成立させたのである。これらの法律によって日本国内では、軍人・軍属への援護に比べれば極めて不十分ではあっても、被爆者の医療と生活を援護する対策が整えられてきた。ところがここに大きな問題があった。それは、この法律がもたらす施策から在外被爆者たちは完全に排除されてきたことである。

第二章 「医療法」と在外被爆者

(1) 見捨てられた在外被爆者

一九九六年五月現在で韓国原爆被害者協会には二三四八人、米国原爆被害者協会には一〇四三人、在ブラジル原爆被害者協会には二〇〇人の被爆者が加入している。未加入者や中国をはじめとする他の国の被爆者を含めるともっと多数の在外被爆者の存在が確認できる。しかし、被爆者問題を「公衆衛生」問題として位置付けてきた日本政府に、在外被爆者への視点は完全に抜け落ちていた。さらには日本の原水爆禁止運動や被爆者運動さえもが、「唯一の被爆国」を錦の御旗としてかかげ、在外被爆者に目を向けようとしてこなかった。

日本国内で在外被爆者の存在が認識されはじめたのは一九六〇年代に入ってからのことだった。韓国在住被爆者やアメリカ占領下の沖縄在住被爆者たちが日本に向かって声をあげはじめたからだ。援護策の枠外に放置された彼らの実状は、きわめて苛酷なものであった。こうした状況のなかで、日本（本土）に来て被爆者援護を受けようとする人々が現れた。続いて韓国でも沖縄でも被爆者団体が結成され、日本政府に対する補償要求が開始された。そして、両被爆者団体は補償実現の一つの手立てとして「医療法」の適用を求めた。その心情は、「戦争中は同じ「国民」として被爆させられたのになぜ差別するのか。せめて日本（国内）の被爆者と同様な援護を」というものであった。これに対して日本政府（厚生省）は今日まで、極めて恣意的で矛盾だらけの対応をとってきた。被爆者たちのまっとうな「補償要求」に対して、誠実に対応することなく居直りと逃亡を繰り返してきたのである。

その間の日本政府の不誠実で場当たり的な対応を、韓国と沖縄の被爆者の補償要求運動の動きとあわせて、順を追ってみてみよう。

(2) 「医療法」の在外被爆者適用をめぐる動き

(日1) 一九五七・四 「医療法」制定

(韓1) 一九六二 韓国の被爆者Uさんが観光ビザで来日し広島で「被爆者健康手帳」を取得。日本で約三年間の治療を受けて

帰国

(沖1) 一九六四・七・一二 「沖縄県原子爆弾被害者連盟」結成（後に「沖縄県原爆被爆者協議会」（以下、被爆協）と改称）。日本政府

に「医療法」の沖縄への適用を要求

- (沖2) 一九六五・四・五 日本政府・琉球政府・米国民政府の三者合意で「琉球諸島住民に対する専門的診療及び治療に関する了解覚書」に調印。これにより日本政府は「外国への技術援助の一部」という取扱で、「ア・沖縄在住被爆者に対する本土派遣専門医の医学調査実施、イ・調査に基づく要治療患者の認定と管理、ウ・認定患者の日本政府の往復旅費負担による本土での入院加療実施」を決定

- (韓2) 六・三二 日韓基本条約調印

- (沖3) 九・九 沖縄の被爆者五名が日本政府を相手に、「医療法の適用外となったために医療費を全額自己負担しなければならぬのは国民差別である」と、医療費請求の違憲訴訟を東京地裁に提訴（一九七二年の沖縄返還で提訴取り下げ）

- (沖4) 一九六六・六 琉球政府と日本政府が「医療法」の沖縄への準用を合意。琉球政府は沖縄独自の医療等に関する実施要綱を作成し、米国民政府の了解を得た上で沖縄在住被爆者に沖縄のみで有効の「被爆者健康手帳」を交付し、本土並みの医療保障を実施すると発表

- (韓3) 一九六七・七・一〇 社団法人「韓国原爆被害者援護協会」発足。後に「韓国原爆被害者協会」（以下、協会）と改称。日本政府に原爆被害に対する賠償を要求

- (日2) 一九六八・五 「特別措置法」制定

- (沖5) 一九六九・一 「特別措置法」が沖縄の被爆者に準用

- (韓4) 二 観光ビザで来日した韓被爆者の廠粉連さんと林福順さんの手帳交付申請を厚生省が拒否

- (韓5) 一九七〇・二二 大阪生まれで韓国釜山の被爆者・孫振斗さんが原爆後障害治療のために日本へ「密入国」

- (韓6) 一九七一・一〇・五 孫さんが福岡県に手帳交付申請

- (沖6) 一〇・二五 被爆協が日本政府に医療法適用外期間である一〇年間の補償を要求

- (沖7) 一九七二・五・一五 沖縄が日本に復帰し、沖縄の被爆者にも医療法と特別措置法が適用

- (韓 7) 七・一四 孫さんの手帳交付申請却下
- (韓 8) 一〇・二 孫さんが「手帳交付申請却下処分取り消し訴訟(手帳裁判)」を福岡地裁に提訴
- (日 3) 一〇・八 大平外務大臣が「外国人原爆被害者を救済するために政府は特別立法措置を取る必要がある」と発言
- (沖 8) 一九七四・一 被爆協が日本政府に一〇年にわたる医療費として三億円を要求
- (韓 9) 三・三〇 孫さんの手帳裁判が福岡地裁にて勝訴。被告福岡県が控訴
- (韓 10) 七・二五 治療ビザで来日し東京の病院で入院加療中のソウルの被爆者・辛泳洙さんに東京都が手帳を交付
- (韓 11) 八・二三 観光ビザで来日した韓国人被爆者四名の手帳交付申請を広島市が却下
- (韓 12) 一九七五・七・一七 孫さんの手帳裁判が福岡高裁で勝訴。被告福岡県が上告
- (日 4) 九・一 厚生省が「適法入国なら外国人にも手帳交付」と方針転換
- (韓 13) 一九七八・三・三〇 孫さんの手帳裁判が最高裁で勝訴
- (韓 14) 四・三〇 福岡県が申請時にさかのぼって孫さんに手帳交付
- (沖 9) 一一・二〇 厚生省が沖縄県の被爆者への見舞金一人当たり三〇万円を予算要求
- (沖 10) 一九七九・一・一〇 日本政府が沖縄県の被爆者に一人当たり二〇万円の時金支給を決定
- (日 5) 五・一八 日本政府が孫さんの最高裁判決を踏まえて原爆二法を再検討するために「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(以下、基本懇)を設置
- (韓 15) 六・二五 日韓与党間で「在韓被爆者の医療援護に関する三項目合意」(ア、韓国医師の日本研修、イ、日本医師の韓国派遣、ウ、在韓被爆者の渡日治療)が交わされる
- (韓 16) 一九八〇・一〇 日韓与党間の三項目同意に基づき、日韓両政府が渡日治療のみ実施することを決定。治療期間は二ヶ月・治療費は日本政府負担・渡航費は韓国政府負担・期限は五年
- (韓 17) 一一・一七 渡日治療第一陣の韓国人被爆者一〇名が来日
- (日 6) 一二・一一 基本懇が厚生大臣に意見書を提出。原爆による特別の被害に対しては国家補償的対策が必要としながらも、

戦争被害に対しては国民が等しく受忍すべきだとして、現行二法を超える被爆者援護法の必要性を否定

(韓 18) 一九八六・一一・二〇 在韓被爆者の渡日治療打ち切り。渡日治療者は合計三四九人

(韓 19) 一九八七・一一・三〇 協会は在韓被爆者二万三千人が被爆後四二年間放置されてきたことに対する補償として二三億ドルの賠償金を日本政府に要求

(韓 20) 一九九〇・五 日本政府が「在韓被爆者に対する人道的医療援助金四〇億円」の支払いを決定

(日 7) 一九九四・一二 「被爆者援護法」制定

(韓 21) 一九九五・五 協会が在韓被爆者への「被爆者援護法」の適用と、被爆後五〇年間放置してきたことに対する補償として三千億円の支払いを求める要望書を日本政府に提出

(韓 22) 七・一 「被爆者援護法」の実施にあたり、協会が会員二五六名分の手帳交付・特別葬祭給付金支給の申請書を広島市に提出

(韓 23) 一九九五・一〇・一一 協会会長が厚生省に、手帳を取得した韓被爆者に対し韓国国内で援護法に定める諸手当と特別葬祭給金を支払うよう要請

(韓 24) 一九九六・五・二二 韓国・アメリカ・ブラジル・日本の被爆者団体が共同で、日本政府に「被爆者援護法」の国外適用を求める要望書を提出

(韓 25) 五・三〇 韓国釜山在住の被爆者・沈載烈さんが、渡日治療中に受給されていた健康管理手当の支給が帰国によって取り消されたことに対し、広島県に不服申し立て

(韓 26) 一一 協会が日本政府に被爆者の諸手当の韓国国内支給を求める要望書提出
被爆者が日本政府の行う被爆者援護策を享受しようと思えば、「医療法」に定める被爆者の要件と交付申請手続きの要件を満たしたうえで、

厚生省から手帳の交付を受けなければならない。

上の年表でわかるように、韓国と沖縄の被爆者、特に韓国の被爆者の補償を求める闘いは、長い間、この手帳交付をめぐる日本政府との闘いでもあった。その主軸となったのが孫振斗さんの手帳裁判だった。

(3) 孫振斗手帳裁判で問われた「医療法」の性格

一九二七年大阪で生まれた孫振斗さんは、「日本人として広島で被爆させられたのだから、日本人被爆者と同じように医療法によって無料で治療を受けたい」と、福岡県に被爆者健康手帳の交付を申請した（年表・韓6）。ところが孫さんへの手帳交付は認められなかった（年表・韓7）。

「医療法」は、その第一条で法の適用対象者を広島・長崎で被爆した被爆者に限定し（原子力発電所など他の放射能による被害者を除外）、第三条で手帳の申請・交付手続きを「手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする）」と定めている。

孫さんはこれらの要件を満たしていた。それなのに日本政府は手帳を交付しなかった。「それはおかしいではないか。」手帳裁判の出発点はこの素朴な異議申し立てにあった。

ところが、裁判は原告の予想を超えて、「医療法は原爆の被害に対する国家の責任を認めた国家補償法なのか、福祉の向上を目指す社会保険法なのか」という「医療法の性格論」を争点としながら、日本政府の被爆者対策の根幹に迫る重要な裁判へと展開していったのである。

以下、裁判における争点と判決について整理してみる。

① 福岡県―厚生省、孫さんの手帳交付申請を却下（年表・韓7）

一九七〇年一二月に「原爆後障害の治療を受けたい」と「密入国」を試みた孫さんは、唐津付近で逮捕され不法入国の罪により福岡刑務所で服役中に原爆後障害が悪化し、国立療養所福岡東病院に入院した。そこで日本人被爆者並みの無料治療を受けるために、一九七一年一〇月五日に福岡県知事に手帳交付申請を行った（年表・韓6）。「医療法」第三条の「手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする）の都道府県知事に申請しなければならない」という規定がある。したがって、現在地である福岡県知事に申請したのである。

手続的には何の問題もなかった。にもかかわらず、福岡県は、孫さんが「密入国者」であるために手帳の交付を躊躇し、判断を厚生省に委ねた。その結果、厚生省は以下のような判断を下した。

「厚生省の判断」 医療法の趣旨は、法定の措置を行うことにより地域社会の福祉の向上を図ることにあり、同法の適用を受ける者は、地域社

会との結合関係（居住関係）があることが要件とされているのであるが、孫さんの日本国内在留の事実は、同法が予定している居住関係ではなく、同法の適用はない。

② 福岡地裁の第一審で孫さん全面勝訴（年表・韓8、韓9）

〔孫さんの主張〕 医療法の立法趣旨は、被爆の事実さえあれば国の責任において誰に対しても医療を行って、その健康の保持・向上を図るところにあり、手帳を受ける者の国籍や居住状態等については一切の制限を受けていないのだから、福岡県の処分は違法であり、取り消されるべきである。また、日本が朝鮮を植民地として支配した過去の歴史に照らしても、日本は被爆朝鮮人の治療について責任を負うべきだ。

〔日本政府の主張〕 医療法は社会保障法であるから、外国人が同法の適用を受けるためには適法な在留で、日本国内に居住関係を有することが必要である。同法が被爆者に対して行うことを予定している施策はいずれも長期的なものだから、一時的旅行者などは適用の対象とならない。

〔福岡地裁の判決〕 医療法は、他の社会保障法とは類を異にする特異な立法といえるべき側面を有し、今次大戦における戦争犠牲者救済のための法制の一環をなすもので、その適用を日本社会の構成員である者に限っておらず（注：医療法第三条の但し書）、外国人旅行者や不法入国者でも被爆者であれば適用されるべきである。

③ 福岡高裁控訴審でも孫さん全面勝訴（年表・韓12）

〔福岡高裁の判決〕 原子爆弾による被害は、戦争という全く個人の責任に帰することのできない国家の行為によって生じたものであり、しかも、その被爆者は、原爆特有の放射能、熱線、爆風等の障害作用により、一般戦災者の場合と比較して、肉体的にも精神的にも社会生活の面でも、より一層悲惨かつ不安定の状態におかれた点に顕著な特異性があり、原爆二法は、かかる意味での戦争犠牲者の救済を目的としたものと考えられる一面がある。医療法は一面社会保障法の性格を持ちながらも、他面、被爆者に対する国家補償法的性格をも共有する一種特別の立法で、同法を純然たる社会保障法として性格づけることはできない。

④ 最高裁で孫さん完全勝訴確定（年表・韓13）

〔最高裁の判決〕 医療法は、原爆被爆という特殊な戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にある。また、医療法は被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法である以上、被爆者であれば外国人でも同法の適用を認めて救済をはかることが同法のもつ国家

補償の趣旨にも適合する。不法入国者であるがゆえにこれをかえりみないことは、医療法の人道的目的を没却するものである。しかも、原告が被爆当時は日本国籍を有し、戦後平和条約の発効によって自己の意思に関わりなく日本国籍を喪失した事情をも勘案すれば、国家的道義のうえからも、原告への同法の適用は首肯される。

裁判は孫さんの全面勝利で幕が降りた。裁判所の下した判決は回を重ねるごとに、被爆者に対する日本政府の戦争責任を鮮明に打ちだしていった。そして、最高裁では医療法の国家補償法的性格がいつそう強調され、被爆朝鮮人に対する日本の植民地支配の責任さえもが明言されたのである。

裁判所が医療法の国家補償法的性格を認めたのは、医療法の条文から判断して極めて当然のことであったといえる。医療法はその対象を広島・長崎の原爆による被爆者に限っているし、しかも被爆者の国籍を日本国籍に限る国籍条項がない上に、わざわざ第三条で「居住地を有しないときは、その現在地とする」という在外被爆者の存在を想定しているかのような一文を但し書として書き入れているからだ。この点が判決で「特異な立法」「一種特別の立法」と指摘されたわけだ。

被爆者政策を「公衆衛生の問題」と位置付けてきた日本政府が、どういう経緯でこのような「特異な立法」である「医療法」を制定したのかについて、日本政府は裁判でも一切明らかにしなかった。「医療法」を社会保障法とする日本政府の主張は、第一章で述べた「被爆者問題を原力時代における公害対策である公衆衛生の問題」とする従来の立場を踏襲したもので、日本政府の主張としては一貫性のあるものではある。しかし、その主張は自らの制定した「特異な立法」である「医療法」の内容との間に大きな矛盾を孕み、結局は「医療法」自体によって否定されてしまったのである。

(4) 恣意的で矛盾だらけの在外被爆者行政

孫さんの手帳裁判勝訴が進むにつれ、在韓被爆者への医療法適用を拒み続ける日本政府の姿勢は一步一步後退を迫られていった。そして、敗訴の度に変更を重ねた日本政府の在韓被爆者施策は極めて恣意的で無定見なものだった。在外被爆者行政の推移という視点から日本政府の在韓被爆者対策を見るならば、それがいかに矛盾だらけであるか、そして日本政府がいかに在韓被爆者の人権を踏みにじりつつつけてきたかが、いっそう明白となる。

先に示した年表を見れば、今日までの日本政府の在韓被爆者への手帳交付政策は、日韓条約と孫さん手帳裁判の一・二・三審判決を区切り五つの時期に区分される。五つの時期区分における政策内容と、それに関する日本政府の見解をまとめると、以下のようなになる。

第一期 日韓条約締結以前（一九六五）

（韓1） 一九六二年 観光ビザで来日のUさんに手帳交付

第二期 日韓条約締結→手帳裁判一審判決まで（一九六五—一九七四）

（韓4） 一九六九年 観光ビザで来日の厳さん・林さんに手帳交付されず

（韓7） 一九七二年 「密入国」の孫さんに手帳交付されず

厚生省…「医療法」の適用を受ける者は、地域社会との結合関係（居住関係）があることが要件とされているので、治療を目的とした一

時入国者には医療法・特別措置法は適用せず

入 管…両法の適用を希望するものは入管令第五条にいう「国又は地方公共団体の負担となる処のある者」に該当するため入国を許さな

い

第三期 手帳裁判一審判決→同二審判決（一九七四—一九七五）

（韓10） 一九七四年 治療ビザで来日の辛さんに手帳交付

厚生省…医療法の適用は日本に居住し、日本社会の構成員であることが必要条件である。治療目的で適法に入国し、すでに一ヶ月以上日

本に滞在している者は日本社会の構成員に当たる

入 管…治療目的のための日本入国には、その治療費を全額負担する身柄引受人を必要とする

（韓11） 一九七四年 観光ビザで来日の四名に手帳交付されず

厚生省…法務大臣が特に認めた治療目的のビザなら問題はないが、観光ビザでの入国には手帳は交付できない

第四期 手帳裁判二審判決→同最終審判決（一九七五—一九七八）

（日4） 一九七五年 厚生省が「適法入国なら外国人にも手帳交付」

厚生省…「一、適法に入国している外国人に対する被爆者健康手帳の交付については、必ずしも入国目的を問わない。二、適法な入国後

おおむね一か月以上滞在するものであれば居住関係があるものと判断して差し支えない」（一九七五年九月一日、厚生省公衆衛生局長
回答）

第五期 手帳裁判最高裁判決以降（一九七八—）

（韓14） 一九七八年 孫さんに手帳交付

厚生省・「短期滞在外国人被爆者に対する手帳交付については、わが国に現存する者がある限りはその現存する理由のいかんを問わず医療法を適用する」（一九七八年四月四日、厚生省公衆衛生局長通知）

これらの政策変化はすべて、法律の条文に基づくものではなく、ひとえに厚生省の恣意的な法律解釈に基づいてなされたものである。厚生官僚の恣意による無定見な行政は、それ自体許されるものではないが、在韓被爆者への「医療法」適用問題に見られる厚生省の態度には、恣意と
いう以上の矛盾と無責任を内包していた。

まず第一に、在韓被爆者への手帳交付政策が日韓条約を境に交付から拒否へと一八〇度の転換を見せたが、その法的根拠がまったくなかったことが挙げられる。第一期から第二期への変化は、一応日韓条約締結に関係していると推測される。日本政府は協会からの補償要求が開始されると「在韓被爆者に対する補償問題は日韓条約で解決済み」との見解を公式見解として示したからである。しかし、第二期で在韓被爆者に手帳を拒否した理由は「日韓条約で解決済み」というものではなかった。それは、「医療法は社会保障法ゆえに一時滞在者には適用されず」というものだったのである。では、なぜ、同じ観光ビザで来日した被爆者であったにもかかわらず、第一期では手帳が交付され、第二期においては拒否されたのか、合理的な説明は一切なされていない。「医療法」社会保障法」という主張は、国籍条項のない「医療法」から、日韓国交成立後に来日の増加が予想される在韓被爆者を締め出すために日本政府が持ち出した責任回避の予防策とも理解できる。

第二に、厚生省官僚の恣意的判断で、「医療法」の在韓被爆者への適用基準が、同法第三条に「居住地を有しないときは、その所在地とする」という但し書があるにも関わらず、「日本国内に居住関係があること」と強引に解釈され、なおかつ、居住関係の基準が厚生省の思いのままに設定、変更されたことである。そのうえ、入管までが厚生省と一体となって在韓被爆者の入国そのものを制限した。これは日本政府の韓国人に対する選別・排除の民族差別的政策であるといわざるをえない。当時の入管の役人が「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと勝手」とうそぶいたのと同じ人権無視の体質がそこにはある。厚生省―入管は在韓被爆者を思いのままに切り捨てようとしたのである。

第三に、日本政府の在外被爆者政策は、在韓被爆者に対するとき、ことさら差別的であったということである。前述の年表にあるように、在韓被爆者が医療法の前に立ちあはだかる厚い壁に挑み続けていた時期、沖縄の被爆者には、医療法・特別措置法が準用され、そして復帰時には、「医療法」が適用されなかった一〇年間に沖縄の被爆者が受けた損失を補うために、極めて不十分とはいえ一人当たり二〇万円の一時金が支払われた。一方、同じく原爆二法の準用を要求してきた在韓被爆者に対しては、日本政府は「日韓条約で解決済み」「韓国への内政干渉となる」などの理由で拒否し続けた。もう一つ、非常に矛盾したことがある。それは、在韓被爆者が「一時入国者には医療法の適用はせず」との理由で手帳交付を拒否されていた一九七〇年に、広島を短期に訪れたある在米被爆者に対しては、日本政府は手帳を交付していることである。以下は「生き残った人びと(上)」（上坂冬子著・文春文庫）からの引用である。

一九七〇年に大阪で万博が開催されたとき、ハルエは六十歳を越えて年金生活に入っていた。

ちょうどその年に故郷広島の可部小学校から同窓会の通知があり、観光と旧友との再会をかねて計画した訪日の旅で、彼女は被爆者健康手帳を取得している。

「同窓会には二十人ほど集まりました。そのときすすめられて軽い気持ちでもろうた手帳が、このごろになってはなはだ役に立つとります」（一五二ページ）

結局、「医療法＝社会保障法」という法律論の装いを借りて日本政府がやろうとしたことは、在韓被爆者への援護責任を回避することだったといえる。国籍は異なっている、同じ「日本人の血」が流れている者には、日本国はつねに救いの手を差し伸べる。ところが韓国人の「元日本人」に対しては、「国籍が違う」「内政干渉になる」と理屈をつけて責任をとろうとしてこなかったのである。在韓被爆者は「医療法」の適用をめぐって、孫さんの手帳裁判最高裁判勝利を勝ち取るまで、日本政府に門前払いをされつつづいて、一人の人間として取り扱われなかったとしても過言ではないだろう。日本政府は、在韓被爆者に対し、植民地支配、原爆被爆に続く第三、第四の人権侵害を行ってきたのである。

第三章 新たに進む内外被爆者の不平等

(1) 新たな内外被爆者分断政策

孫振斗手帳裁判が明らかにしたものは、医療法の国家補償的性格と朝鮮人被爆者に対する日本政府の戦争責任であった。これによって、被爆

者対策は「公衆衛生」の問題であり、「在韓被爆者問題は日韓条約で解決済み」であるという従来の日本政府の主張は覆された。この時点で、日本政府には、日本人被爆者が長年要求してきた「国家補償としての被爆者援護法」の制定と、在韓・在朝被爆者への補償、内外被爆者不平等の解消が求められていた。

しかし、日本政府はこれまでの原則（お国のために戦った日本人の軍人・軍属以外には国は補償しない）を翻そうとはせず、一九八〇年以降、新たな内外被爆者分断政策を展開したのである。

日本人被爆者に対しては、手帳裁判最高裁判決で明らかにされた「被爆に対する国の戦争責任」を「受忍論」という「一億報国」の論理でかわそうとした。一九八〇年一二月に、「原爆による特別の被害に対しては国家補償的対策が必要ながらも、戦争被害に対しては全国民が等しく受忍すべきである。したがって、今後の被爆者対策は、国家補償的性格をもつ現行二法の拡充で十分である」として「被爆者援護法」の必要性を否定する「基本懇意見書」を発表したのである（年表・日5）。これは最高裁判決を逆手にとった日本政府の巻き返しだった。

しかし、戦争当時、日本の植民地政策と侵略戦争によって被爆を余儀なくされた韓国人被爆者に「受忍論」を押し付けることは、さすがの日本政府にも出来なかった。そこでこの問題の「清算」を目論んだ日本政府は、一九八〇年一〇月に、韓国政府との合意のもとに「在韓被爆者渡日治療」を決定した（年表・韓16）。その内容は、治療期間は二箇月・治療費は日本政府負担・渡航費は韓国政府負担・年間六〇人・重症者や高齢者は対象外・期限は五年、というものだった。

このような「渡日治療」は、手帳裁判最高裁判決で求められた「朝鮮人被爆者に対する国家責任」というにはあまりに貧弱な援護策であった。日本政府が負担するという治療費は、孫さんの裁判の結果、韓国人被爆者に対して出さねばならなくなった「手帳」に基づくもので、何ら特別の予算措置をとらなわれない。特別の予算措置が必要な渡航旅費については、往復の航空券代はおろか日本国内の移動費に至るまで、全額を韓国側に押し付けたのである。こうしてみると、渡日治療は誠実な援護とは程遠いものであることがわかる。しかしこれすらも五年間で打ち切れ、渡日したのは、二万人とも推定される在韓被爆者のほんの一部である三四九人に過ぎなかった（年表・韓18）。

これでは被爆後放置され続けてきた在韓被爆者の困難な状況を解決することなど、とうてい不可能である。そこで協会は一九八七年に、被爆後放置され続けてきたことに対する補償として二三億ドルを日本政府に要求した（年表・韓19）。これは、日本人被爆者が原爆二法によって受けているのと同等の援護を在韓被爆者二万三千人が、被爆後四二年間とその後一〇年間受けた場合の金額である。在韓被爆者は、日本政府に対

し、これまで訴えてきた被爆者の責任に加えて、戦後の放置責任をも問い始めたのである。戦後補償という今日の考えにも通じる、新たな運動目標の設定であった。

その間、韓国内では孫さんの最高裁での勝訴判決を機に、マスコミなどを通じて在韓被爆者への補償を求める世論が高まっていた。そして、一九九〇年の盧泰愚韓国大統領の来日を機に、在韓被爆者問題が「戦後未処理問題」として公の場で論議されるようになった。その結果、一九九〇年に日本政府は「在韓被爆者の補償は日韓条約で解決済みながらも、現在の悲惨な状況を鑑み、人道的な医療支援として四〇億円を支払う」ことを決定したのである（年表・韓20）。

手帳裁判最高判決以降、日本政府の行った在韓被爆者施策は、沖縄の被爆者に対する施策を忠実に後追いしている。「渡日治療」は、一九六五年に沖縄で交わされた「了解覚書」による認定患者の本土での入院加療（年表・沖2）と同様の措置である。また、在韓被爆者から求められた二三億ドルの補償に対して四〇億円の医療支援金で在韓被爆者問題を「清算」しようとした（当時の厚生省官僚は補償を求める協会代表者に対して「もう四〇億円で終わり」と返答）ことは、沖縄の被爆者が医療法の適用外となっていた一〇年間の医療費として三億円を要求していたのに対して、本土復帰を機に被爆者一人当たり二〇万円の一時金を出すことで沖縄被爆者問題に「決着」をつけたこととびつたり符合する。

それらは構図的には似ている。だが、その内容においては、ここでもまた、同じ在外被爆者でありながらも、韓国人被爆者に対してはいっそう差別的なものとなっていたのである。たとえば沖縄の「了解覚書」では往復旅費は日本政府負担となっていたのに対し、先述したように韓国からの「渡日治療」では旅費は韓国政府負担であった。旅費をめぐっては韓国側から日本政府負担が強く求められたにもかかわらず、日本政府は強引にそれを韓国政府に押し付けたのである。したがって、日本政府は「渡日治療」に当たっては通常の被爆者予算を充てるだけで、新たな予算を組む必要はなかった。

「四〇億円」は、半世紀近くの放置に「決着」をつけるにはあまりにも少額であったこともさることながら、その使途に厳しいガイドラインが設けられた。それは「補償問題は日韓条約で解決済みなので四〇億円を個々の被爆者で分配してはならない。医療費・被爆者センターの設置など医療に関する現物支給としてみ使用するべき」というものだった。「個人に対する現金支給は補償に当たる」というのだ。沖縄の被爆者に対しては本土の被爆者と同等な援護が施されなかったことに対して二〇万円という現金を個人に支払いながらも、在韓被爆者には現金の個人支給が行えないのはなぜなのか。しかも、沖縄の被爆者は本土に復帰以降は原爆二法の適用となったが、在韓被爆者は「近い将来四〇億円が底を

ついたとき再び全くの無施策のなかに放り出される」という不安にさらされている。

手帳裁判最高裁判決以降も、在韓被爆者に日本人被爆者と同等の援護策はなされなかった。在韓被爆者が苦勞して勝ち取ってきた援護策も、常に、日本人被爆者への援護策よりも劣ったものだった。

(2) 「被爆者援護法」からも排除された在外被爆者

手帳裁判最高裁判決は日本人被爆者の「国家補償としての被爆者援護法」制定運動にもはずみをつけた。「受忍論」という巻き返しを図った日本政府だったが、自民党単独政権の崩壊、自社さ連立政権の誕生により一九九四年一月に「被爆者援護法」の制定を余儀なくされた(年表・日6)。しかし、期待された「援護法」のなかには「国家補償」という文言はついに明記されず、在外被爆者に対する配慮も何一つなされていなかった。在韓被爆者の失望と怒りは大きかった。

一九九五年五月、協会は、在韓被爆者への「被爆者援護法」の適用と、被爆後五〇年間の放置に対する補償金三〇〇〇億円の支払いを求める新たな要望書を日本政府に提出した(年表・韓21)。

一九七〇年代は、渡日した在韓被爆者に「医療法」の適用を求める闘いが続けられた。その闘いが、「被爆者援護法」の成立を機に、韓国における「被爆者援護法」の適用を求める闘いへと発展していったのである。在韓被爆者がわざわざ日本に渡って手帳を取得しても、それは韓国に帰れば紙切れ同然となる。また、日本滞在中に、「被爆者援護法」に基づく被爆者手当の受給を申請し、それが認められても、日本出国と同時にその支給は打ち切られる。最も多くの被爆者が受給している健康管理手当の場合を例にとってみると、手当の申請をして一年間の受給権を得たとしても、日本滞在が三か月(日本政府の発行する治療ビザの滞在期間は九〇日)で帰国することになれば、それ以降の手当の受給権は、後述の「厚生省通達」で失効させられる。地方自治体の窓口では、手当の申請時に申請に必要な書類のほかに、在外被爆者に関してはパスポートの写しを提出させ、日本滞在期間を確認し、滞在延長の申出がない限り、ビザの期限日をもって自動的に手当の支給を打ち切っているのである。

協会はこのような現状に対して、一九九五年五月の要望書以降、年表の(韓23)(韓24)(韓25)(韓26)(韓27)にあるように、執拗に被爆者援護法の韓国内適用を求めるアクションを繰り返している。

これに対する日本政府・厚生省の見解は、

「昭和四九年七月二二日厚生省公衆衛生局長通達——（原爆特別措置法は）日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので、日本の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用はないと解される——により被爆者援護法の適用は日本国内の被爆者に限ることが決められているので、被爆者援護法による今以上の対応は出来ない」（一九九五・一〇・一一の協会と厚生省の交渉時）

「被爆者援護法の前文には、国の責任において、被爆者に対する援護対策を講じる旨明記されているが、これは、「原爆放射能という、ほかの戦争被害とは異なる特殊の被害に関し、その特殊性に照らして、高齢化の進行など被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずる必要があることから、事業実施の国の役割を明確にしたもの」であって、被爆者援護法が国家補償立法であることを意味するものではない。仮に国家補償立法であるとみても、被爆者援護法の適用対象者がいかなる者であるかは、法律の規定によるのであって、法律の性格論のみから、対象者の範囲が決定されるわけではない。被爆者援護法には、我が国の領域内に居住又は現在していない者に対する給付の方法や各種の手續に関する規定は全く設けられておらず、我が国の領域内のいずれかの都道府県に居住または現在する者が、その都道府県知事に申請して被爆者健康手帳の交付を受けた上で、各種支給を受けることができるという制度が設けられているのであって、我が国の領域内に居住も現在もしていない者に対して被爆者援護法を適用する余地はない。」「通達は原爆二法の適用要件を確認的に明らかにしたもの」（広島三菱裁判における日本国の準備書面（一）、一九九六年）

というものである。

これによって、日本政府は在外被爆者への「被爆者援護法」の適用を拒み、たとえ日本に来て手帳を取得したものに対しても、出国と同時に「手帳失効」の施策を取ってきたのである。

この措置は、じつに多くの問題をはらんでいる。

まず第一に、厚生省は、「通達」という法的規制力を持たない措置によって、在外被爆者が「被爆者援護法」に基づく享受し得る諸権利を奪っているという点である。

第二に、「被爆者援護法」二条（先述の「医療法」三条）を根拠に、日本政府は法の適用範囲を日本国内に限定しているが、これらの条項は手帳の申請・交付に関する行政庁を決める基準が定められているだけで、「被爆者援護法」（「医療法」）の適用対象となる被爆者の要件や各種手

当の受給要件ではないということである。

これを日本政府が行っている他の「手帳」の取扱と比べてみると、その見解の矛盾がよくわかる。たとえば「身体障害者福祉法」（国籍条項なし）第十五条に基づき交付される「身体障害者手帳」は、「被爆者援護法」と同じく居住地・現在地の都道府県知事に、また「戦傷病者特別援護法」（国籍条項あり）第四条に基づき交付される「戦傷病者手帳」は居住地の都道府県知事に交付を申請するが、それらの手帳所持者が外国へ出国・移住しても、手帳の失効措置はとられていない。当然、各種手当の支給は、打ち切られることなく継続されている。

つまり、日本国外に出ることによって手帳を失効させる取扱は、「被爆者援護法」の規定のなかにはないものであり、また他の法律による手帳の取扱と比較しても著しく均衡を欠いているといわざるをえないのである。

第三に、法律の対象者の範囲（対象者が国内在住か国外在住か）は法律の性格論（その法律が社会保障法か国家補償法か）によるものではなく、法律の規定によるもの（法律の条文に書かれてあるかどうか）だとする日本政府見解は、従来の日本政府とくいちがっているということである。

日本政府は一九五二年に制定した「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を一九五三年からアメリカ占領下の沖縄在住者に適用する一方で、先述のごとく、「医療法」はアメリカ占領下の沖縄の被爆者に適用しなかった。これは、「戦傷病者援護法」は国家補償法ゆえに属人法で適用可能だが、「医療法」は社会保障法ゆえに属地法であり適用不可能との理由によるものだった。また、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による年金は、受給権が裁定された者であればたとえ出国しても支払われ続けるのである。「戦傷病者戦没者遺族等援護法」には国外在住者に適用する旨の規定がなされているわけではない。にもかかわらず、日本政府が「戦傷病者戦没者遺族等援護法」については国家補償法ということで国外在住者にも適用してきており、今日もそうしつづけていることは、自らの主張する「法の適用対象者がいかなる者であるかは、法律の規定によるのであって、法律の性格論のみから、対象者の範囲が決定されるわけではない」との間に自家撞着をきたしている。

日本政府は、在韓被爆者を「被爆者援護法」から排除するために、自分自身の論理の矛盾に陥っているのである。

第四章 内外人平等の実現のために

日本政府による戦争被害補償は、日本人軍人・軍属、つまり天皇制国家において国と身分関係を結び、侵略戦争を主軸となって遂行してきた

者のみに対して、手厚く行われてきた。そして、天皇制国家との身分関係でいえば最も遠いところにいた旧植民地出身者を、補償の対象から完全に排除してきた。日本の戦後処理は、侵略戦争を行った天皇制国家を解体するどころか、むしろその精神を温存させる形で進められたのである。

この姿勢は被爆者行政においてもとりわけ顕著だった。日本政府は被爆者をはじめとする一般戦災者を戦争被害補償の対象からはずそうとしてきた。だが、被害の著しい非人道さゆえに、被爆者だけは完全には切り捨てることが出来ず、被爆者自身の運動とあいまって、「特異な立法」ともいわれる「被爆者援護の法律」を作りあげる結果となった。しかし、日本政府は、旧植民地の被爆者、具体的には圧倒的多数を占める在韓被爆者だけはそこから排除しようと、様々な「内外人不平等」施策を展開し、それを弁明するために様々な法解釈、法論理を場当たりに作りだしてきた。それらの「内外人不平等」の施策と弁明がもつ問題点・矛盾点と、それらがいかに在韓被爆者の人権を侵害してきたかを明らかにするのが、本稿の目的であった。

一九九六年一二月現在、在韓被爆者は「被爆者援護法の韓国内適用」と「三〇〇〇億円補償」を日本政府に求めている。前者は戦前の「天皇制国家」がもたらした戦争被害としての被爆に対する補償を、後者は解体し尽くされなかった「天皇制国家」が戦後も在韓被爆者を切り捨ててきたことによる人権侵害に対する補償を意味している。

二つの補償要求とともに、在韓被爆者の「せめて日本人被爆者と同等に扱ってくれ」という一歩引き下がった切ない思いに依拠したもので、日本政府も批准した「国際人権規約」が謳っている「内外人平等」の実現を求めるものである。

しかし、この「せめて」という言葉に現されているように、被爆五一年がたつ今も、日本政府が拒み続け、在韓被爆者が求め続けている「内外人平等」とは、旧植民地人民に対する最低限の補償にすぎないことを忘れてはならない。侵略国家はかつて侵略し人権を蹂躪した民族・国民に対しては、「内外人平等」以上の補償をするのが道理だからである。その道ははるかに遠いが、私たちは進まねばならない。

【参考文献】

上坂冬子、一九九二年、「生き残った人びと(B)」文春文庫

韓国の原爆被害者を救援する市民の会、「早く援護を！」一号一六五号

- 原爆体験を伝える会(編)、一九七五年、『原爆から原発まで——核セミナーの記録(上)』
- 在韓被爆者問題市民会議(編)、一九八八年、『在韓被爆者問題を考える』凱風社
- 在韓被爆者問題市民会議、『いまこそ、戦後処理を!』一号—一七号
- 在韓被爆者渡日治療広島委員会、『在韓被爆者渡日治療広島委員会ニュース』No.23
- 笹本征男、一九九五年、『米軍占領下の原爆調査—原爆加害国になった日本』新幹社
- 孫さんに(治療と在留を!)『全国市民の会編集委員会、一九七八年、『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』たいまつ社
- 竹中 芳、一九七〇年、『見捨てられた在韓被爆者—日・韓両政府は彼らを見殺しにするのか』日新報道出版部
- 日本弁護士連合会(編)、一九九四年、『日本の戦後補償』明石書店
- 朴秀馥・辛泳洙・郭貴勲(編) 小田川興訳、一九七五年、『被爆韓国人』朝日新聞社
- 平岡 敬、一九八三年、『無援の海峡—ヒロシマの声、被爆朝鮮人の声』影書房
- 福地曠昭(編)、一九八一年、『沖縄の被爆者—癒されぬ三六年の日々』沖縄県原爆被害者協議会
- 山代 巴、一九六五年、『この世界の片隅で』岩波新書